

2020年3月2日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都台東区台東一丁目31番7号

株式会社 SHOEL

代表取締役 石田健一郎



当会社を吸収合併存続会社、株式会社太陽(本店所在地:東京都港区南青山四丁目5番21号。以下「太陽」といいます。)を吸収合併消滅会社とする吸収合併手続(以下「本件合併」といいます。)に関する、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年3月2日

2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求に関する手続の経過

会社法第784条の2に基づき、太陽に対して本件合併をやめることを請求した株主はいませんでした。なお、当会社は太陽の発行済株式の全部を保有しております。

3. 吸収合併消滅会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

当会社は太陽の発行済株式の全部を保有しているため、会社法第785条第1項に基づき株式の買取請求をすることのできる株主は存在せず、また、会社法第785条第3項に基づく株主に対する通知も不要ですので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過

太陽は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における債権者保護手続の経過

会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2020年1月24日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ2020年1月24日までに知れている債権者に対し各別の催告を行いました。が、会社法第789条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収合併存続会社における株主の差止請求に関する手続の経過

本件合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の要件を満たすため、当会社の株主は、会社法第796条の2に基づき当会社に対して本件合併をやめることを請求することはできません。

7. 吸収合併存続会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過

会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2020 年 1 月 24 日付の日本経済新聞に掲載する方法により、株主に対し公告を行いました。が、会社法第 796 条第 3 項に定める数の株式を有する株主から本件合併に反対する旨の通知は行われませんでした。なお、本件合併は会社法第 797 条第 1 項但書に該当するため、反対株主の株式買取請求権は発生致しません。

8. 吸収合併存続会社における債権者保護手続の経過

会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 1 月 24 日付の官報及び 2020 年 1 月 24 日付の日本経済新聞にて債権者に対する公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社より承継した重要な権利義務に関する事項

当会社が、本件合併により太陽から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 359,843,919 円(概算値)、52,500 円(概算値)です。

10. 吸収合併消滅会社の事前開示事項

別紙のとおりです。

11. 吸収合併による変更の登記をした日

2020 年 3 月 16 日を予定しています。

12. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

特にありません。

以上